

第 25 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 10 日（木）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継 | 4 番 小出 満文 |
| | 6 番 加藤 清孝 | 7 番 小林 公子 | 8 番 長崎 愛 |
| 9 番 榊 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 | 12 番 古澤 弥生 |
| | 14 番 渡邊 晃 | 15 番 豊田 るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 | |
- 欠席委員
- | | |
|-----------|------------|
| 5 番 福本 博文 | 13 番 渡邊 和徳 |
|-----------|------------|
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農用地利用集積等推進計画の公告について（一括契約）
- 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 局長 | 今村 洋一 |
| 主幹 | 田上 一也 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。白水地区、久木野地区の皆様、現地確認お世話になりました。定刻になりましたので、第 25 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。発言の際は、着座にてマイクを使用して説明していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 17 名、欠席 2 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、会長が議長となりますが、本日、会長が体調不良で欠席のため、職務代理者が議長となります。以降、進行を職務代理者をお願い致します。</p>
職務代理者	<p>皆さんおはようございます。本日は会長が体調不良ということで、私が代行させていただきます。まずは、今年のように梅雨になっても雨が降らないという現象は私の記憶では初めてで、米とか野菜にどのような影響が出るの分かりませんが、気象は変えられませんので、自分たちも農業しながら体作りと作物が欲しがる水分を考えて今年一年を乗り切っていきましょう。</p> <p>それでは議事に進みたいと思います。</p>

議長	<p>ただいまから第 25 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 14 番の渡邊委員、15 番の豊田を指名します。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 番号 1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移 転の売買となります。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p> <p>7 番 議案第 1 号 番号 1 番について、7 番の 小林 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は村外在住で高齢であることから農地の管理が難しくなっており、今回譲受人へ所有権移転売買の契約が結ばれます。 譲受人は長年にわたり、農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われまので、ご審議ください。 また、農業経営や農地管理も現在に至るまで特に問題は見当たりませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
9 番	<p>議案第 1 号 番号 2 番について、9 番の 榎 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人はご近所付き合いです。譲渡人、譲受人ともに農業を営んでおり、今回お互いの話し合いにより所有権移転の売買契約が結ばれます。 譲受人は長年農業を営まれており、農業の経験は十分であると考えます。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議しま</p>

<p>事務局</p>	<p>す。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1：申請人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は住宅用地の拡張となります。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>議案第2号 番号1番について、12番の古澤 [REDACTED] が説明します。 申請人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 申請地は住宅地内に介在している農地で、今回宅地東側の筆界がいびつであり、 既存施設の拡張とともに、筆界をきれいにまとめたいということで、転用申請がな されております。 周辺地域は住宅などの集落に接続しており、今回の申請により農業生産性が下が る見込みは無いと思われ、特に問題はないと思われ。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第2号農地法4条の規定による許可申請について、異議 がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致しま す。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議しま す。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅とな ります。 番号2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅とな ります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>4番</p>	<p>議案第3号 番号1について、4番の 小出 [REDACTED] が説明します。</p>

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。
譲受人は村外在住であり定年退職を迎え、熊本でゆっくりと余生を過ごしたいと思っており、南阿蘇村で土地を探し、申請地の譲受を願ったところ了承を得ることができ、申請地へ個人住宅を建てられ自己所有の住宅を新築する計画を考えておられます。
この度譲渡人と、転用所有権移転有償ということで契約がまとまり、申請が上がっております。
集落の中に住宅建設ということであり、また、排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。
住宅など近隣に迷惑をかけるような支障も特に見当たらず、今回の申請による農業生産性が下がる見込みは無く、地域振興に繋がり、特に問題はないと思われまます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

無いようですので、議案第3号農地法5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について審議します。番号1から13番の新規案件について、審議しますが、番号13番が委員関係の議案となりますので、先に審議します。関係委員の退室を求め、事務局に議案の朗読・説明をお願いします。

(委員退室)

事務局

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約) 番号13について 事務局が朗読・説明を行います。

こちらは農地中間管理機構を通じた賃借で令和7年9月からとなります。

番号13：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

使用貸借権設定5年です。

こちらは、地域の農事組合法人への農地貸付であり、譲渡人は地区に農地を所有される方々で32名おります。譲受人である農事組合法人は、主に水稻を栽培しております。

今までは、基盤法により賃借を行っていましたが、機構法での賃借に変更となります。実質的に再設定案件であり、何ら問題はないと思われまますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。朗読・説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について番号13番について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号番号4番は原案どおり可決致します。関係委員の入室をお願いします。

(委員入室)

続きまして、番号1から番号12について、審議いたします。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約) 番号1から番号12番について 事務局が朗読・説明します。

こちらは農地中間管理機構を通じた賃借で令和7年9月からとなります。
番号1から、朗読・説明いたします。

譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED]
[REDACTED] 使用賃借権設定10年
です。

譲渡人は、2名おり、親子です。所有する農地の一部を譲受人に賃借されます。
譲受人は農地を借りて耕作を行っておられ、今回の話が纏まりました。

続いて、番号2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定10年です。

譲渡人は、2名おり、それぞれが農地管理をお願いできる方を探しておられました。
譲受人は、農地の近隣で耕作していたことから話が纏まりました。

続いて、番号3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定5年
です。

譲渡人は、高齢であり、農地管理が難しくなったため、近隣で耕作する譲受人が
農地を賃借することで話が纏まりました。

続いて、番号4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定10年です。

譲渡人は2名で、親子です。こちらの農地は別の方が借りて耕作されておりましたが、農地までが遠いとのことで、別の方と賃借することで話が纏まりました。

譲受人は、

続いて、番号6：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

使用貸借権設定10年です。

譲渡人は、農業経営を段階的に縮小しておられ、農地を探している方を探していました。譲受人は、認定新規就農者で、纏まった農地を探しておられ、今回話が纏まりました。貸付の始期が令和8年1月からとなっておりますが、これは、譲渡人が現在耕作中のためです。作物の収穫後に譲受人が借受けるため、このようになっております。

続いて、番号7：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

賃借権設定10年です。

譲渡人は、農業経営が難しくなったことから、所有農地を管理してもらえる方を探しておられました。

譲受人は、大規模に畜産をしており、農地を探しており、近隣で耕作中であったため、話が纏まりました。

続いて、番号8：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

賃借権設定10年です。

譲渡人は村外在住で、農地管理が難しいことから農地管理をお願いできる方を探しておられ、近隣で耕作中の譲受人との間で話が纏まりました。

この案件移行は、基盤法の期限切れによる機構法への変更案件となっております。実質的に再設定案件ですので、朗読のみを行い、説明は割愛します。

番号9：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

使用貸借権設定10年です。

番号10：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

賃借権設定10年です。

番号11：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

使用貸借権設定10年です。

番号12：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

賃借権設定5年です。

以上、12件です。どちらの案件も特に問題は無いと思われまますので、ご審議の

<p>議長</p>	<p>程よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございます。朗読・説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について番号1から番号12について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)」について審議します。</p> <p>2件とも再設定案件ですので、事務局に議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)について 番号1から番号2について 事務局が朗読・説明を行います。</p> <p>こちらは県農業公社から耕作者(受け手)が農地を借り受ける案件となります。農地の所有者(出し手)からは、県農業公社が10年間の契約で借り入れ済みですので、出し手と機構との契約は必要ありません。</p> <p>これは、機構を通じた利用権設定の制度が出来たころは、出し手と受け手の契約期間が異なったことからこのようになっております。公社は10年以上で農地を借り入れますが、受け手は5年間で農地を借り入れることとなっております。</p> <p>今回5年が経過しましたが、出し手・受け手ともに変更は無く、続けて耕作することとなりました。条件の変更もありませんので、実質的に再設定の案件となっておりますので、朗読を行い、説明は割愛します。</p> <p>なお、現在は、先ほどの第4号議案のように出し手・機構・受け手の3者間の契約を一括で行い、同じ期間で賃貸借を行っております。</p> <p>番号1：所在地 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定5年です。</p> <p>番号2：所在地 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定5年です。</p> <p>先ほど説明したとおり、条件等に変更はございませんので、何ら問題は無いと思われまます。審議の程、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について、番号 1 について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 5 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、続きまして、令和 7 年 8 月の総会日程を決めたいと思います。</p> <p>予定案としまして、令和 7 年 8 月 7 日 木曜日 午前 10 時より開催したいと思います。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎二階大会議室での開催としておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回の総会は 8 月 7 日 木曜日 午前 10 時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国農業新聞購読について ・村長との意見交換会の開催について ・最適化推進大会について <p>以上をもちまして第 25 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 10時30分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和 7 年 8 月 7 日

農業委員会 職務代理者

議事録署名委員

14 番

議事録署名委員

15 番